特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1　特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。

いいえ → 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。

□ はい

2　特定路線価の設定を必要とする年分の路線価図は公開されていますか。

いいえ → 路線価図公開後に特定路線価の設定申出の要否を検討してください。

□ はい

3　評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）にありますか。
※　財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。

いいえ → 「倍率方式」により評価する地域にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。

□ はい

4　評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署にご相談ください。

□ はい

5　特定路線価の設定が必要な道路は、建物の建築が可能な道路(注)ですか。
※　県又は市町村の建築指導課等の部署で確認できます。

いいえ → 上記

□ はい

「特定路線価設定申出書」を提出してください。
※　「特定路線価設定申出書」に、このチェックシートを添付してください。

（注）特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
①「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
②「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道

※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【https://www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。

※ 特定路線価の設定申出に対する回答には、おおむね1か月程度の期間を要します。

※ このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評定担当署の評価専門官（裏面参照）にご相談ください。

※ 税務署での面接による相談は事前予約制とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で相談日時をご予約ください。（自動音声に従って「2」を選択してください。）

（裏面）

特定路線価評定担当署一覧

下表の「対象地域」欄の地域に存する土地等に係る特定路線価の設定は、「評定担当署」欄の税務署が行います。

評定担当署	対象地域
〒020-8677 盛岡市本町通3丁目8-37 盛岡税務署　評価専門官 電話　019-622-6141（代表）	青森県全域 岩手県全域 秋田県全域
〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8-5 仙台中税務署　評価専門官 電話　022-783-7831（代表）	宮城県全域 山形県全域
〒963-8655 郡山市堂前町20-11 郡山税務署　評価専門官 電話　024-932-2041（代表）	福島県全域

（注）各税務署の電話は、自動音声により案内していますので、問合せをされる場合は「２」を選択してください。